

医整第887号
令和4年12月9日

障害福祉課長 }
子育て支援課長 } 様
子ども家庭課長 }

医療整備課長

令和4年医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、
歯科衛生士及び歯科技工士の届出について

標記業務従事者の方については、医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項、薬剤師法第9条、保健師助産師看護師法第33条、歯科衛生士法第6条第3項及び歯科技工士法第6条第3項の規定により、2年に一度12月31日現在で住所地、従業地、従事している業務の種別等の届出を行うことになっており、本年が届出年に当たります。今年度からは、従来の紙による届出から「医療従事者届出システム」を利用したオンラインによる届出が可能となり、簡便な手続きで実施することが可能です。

つきましては、趣旨を御理解いただき、貴職所管の関係施設等へご周知いただきますようお願いいたします。

なお、県内の病院、一般診療所、歯科診療所及び助産所には別途通知する予定です。

記

1 対象者

医師・歯科医師・薬剤師	籍登録されている方全て ※複数の施設に従事している場合は、主たる施設で記入（重複しないこと）
保健師・助産師・看護師・准看護師	業務に従事しており、かつ <u>従業地が岐阜県にある方</u> （パートを含む） ※産休、育休等休職中の方も、雇用契約が継続していれば届出が必要
歯科衛生士・歯科技工士	※複数の施設に従事している場合は、主たる施設で記入（重複しないこと）

2 提出期限

令和5年1月16日（月）必着

3 届出の方法

- ・ 本年度調査から「医療従事者届出システム」を利用したオンライン届出が可能となります。

従来どおり紙での届出も可能ですが、原則オンラインでの届出をお願いします。

オンライン届出の概要や詳細は、別添のリーフレット又は以下の国ホームページをご確認ください。

- ・ 紙での提出を行う場合は、様式を以下の各ホームページからダウンロードして届出をしてください。

なお、印刷規格はA4サイズとし、医師・歯科医師については両面印刷としてください。

◇医師・歯科医師・薬剤師（国ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryooj_ujisha-todokede-sys.html

[厚生労働省トップページ] → [政策について] → [分野別の政策一覧] → [健康・医療] → [医療] → [医療従事者による2年に一度の届出（三師届・業務従事者届）について]

◇保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/100997.html>

[岐阜県トップページ] → [組織一覧へ] → [健康福祉部] → [医療整備課] → [医療整備課からのお知らせ] → [各種統計情報・資料] → [医療業務従事者届]

4 問い合わせ先及び提出先

医師・歯科医師・薬剤師：住所地又は従業地を管轄する保健所
上記以外：従業地を管轄する保健所

健康福祉部 医療整備課 医事係
担当係長 山下 担当 小木曾、山内
T E L 058-272-1111 (2527)
F A X 058-278-2623
メール c11229@pref.gifu.lg.jp